

土木交通委員会説明資料

運転指令室について

平成30年2月5日

交 通 局

# 目 次

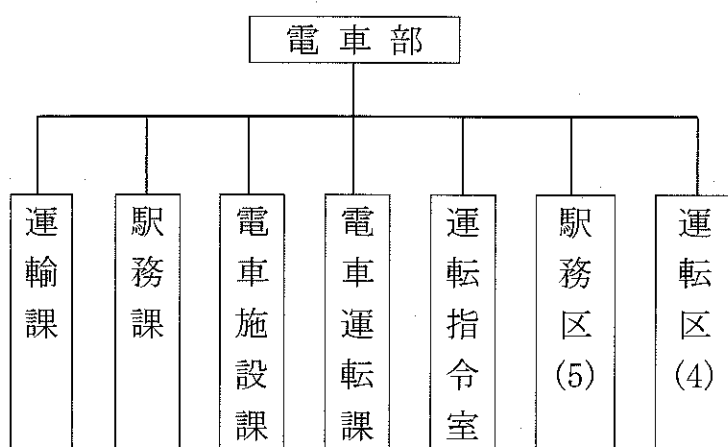
	ページ
1 電車部の組織図 . . . . .	1
2 運転指令室の体制 . . . . .	1
3 業務内容 . . . . .	2
4 主な設備 . . . . .	3
5 地震・風水害発生時の対応 . . . . .	4
(参考) 地震・風水害発生時の運転規制 . . . . .	5
6 運転指令室配置図 . . . . .	6

# 運転指令室について

交通局では、地下鉄の列車運行の中核部門として運転指令室を設けています。運転指令室では、全ての列車の運行状況を監視するとともに、列車をダイヤに基づき安全で円滑に運行するために、各所にさまざまな指令・情報を伝達しています。

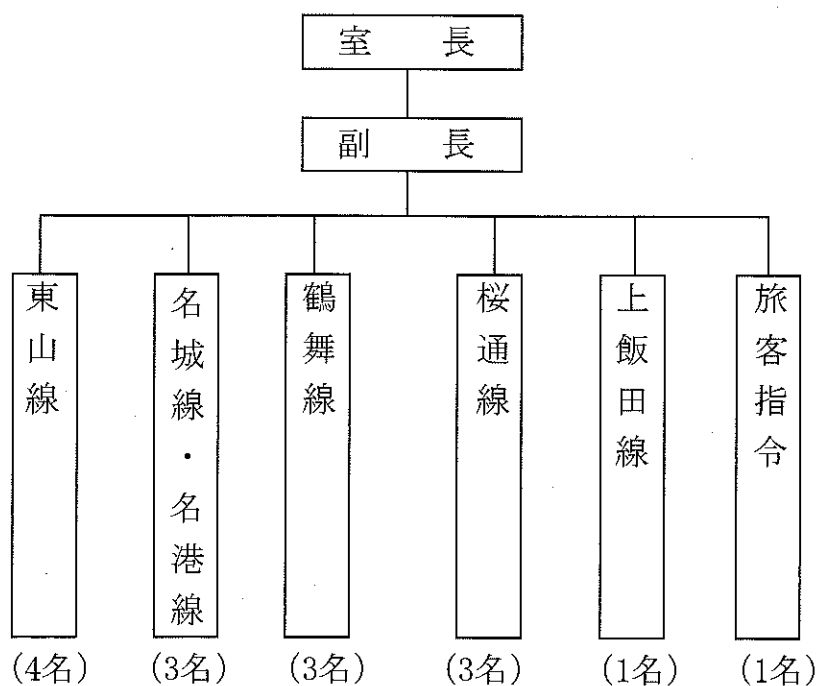
また、事故等が発生して列車の運行が乱れた場合には、運行情報を交通局ウェブサイト及び駅LED案内表示器により、お客様へ提供しています。

## 1 電車部の組織図



## 2 運転指令室の体制

室長及び副長のほか、常時15名体制で運転指令業務に従事しています。



### 3 業務内容

区 分	概 要
列車の運行の監視・調整	列車の運行状況を運行表示盤で監視し、遅延が発生したときは、列車間隔の調整などによりダイヤの正常化を図ります。
プログラム運行制御装置の監視	1日の運転ダイヤ情報を記憶したプログラム運行制御装置（P T C装置）の動作状況を監視します。
主要駅の信号・ポイントの操作	駅の信号・ポイントを列車集中制御装置（C T C装置）で遠隔操作、監視します。
通常時の情報伝達	駅施設及び駅務機器の使用停止の情報、トンネル内作業等に関する情報、注意報・警報等の気象情報、迷子及び遺留品の情報など、列車の運転及び駅務業務に必要な情報を列車、駅等に伝達します。
事故、故障等発生時の情報収集・情報提供	<p>事故、故障等発生時において情報を収集し、集約しています。</p> <p>お客様へ案内する情報についても、列車、駅等に伝達します。</p> <p>また、交通局ウェブサイト及び駅LED案内表示器によって、直接お客様へ案内する情報を提供します。</p>
ダイヤが大幅に乱れた際の指示	事故、故障等が発生しダイヤが大幅に乱れたときは、正常ダイヤに復帰させるため、駅務区、運転区、車庫等に対して列車の運休、車両運用の変更、列車の順序変更、発着番線の変更などを指示します。

#### 4 主な設備

名 称	概 要
運行表示盤	全列車の運行状況や、電車緊急停止装置等の動作状況を表示します。
プログラム運行制御装置（P T C 装置）	主要駅の1日の運転ダイヤ情報を記憶させたプログラムにより、列車集中制御装置（C T C 装置）と連携して主要駅の発車合図、案内表示、進路制御等を行います。
列車集中制御装置（C T C 装置）	主要駅の信号・ポイントを遠隔制御する装置で、運転指令卓と一体となっています。
早期地震警報システム	気象庁が配信する緊急地震速報を受信し、その内容が加速度80ガル（震度5弱程度）以上の場合は、全列車及び全駅に対して音声による警報メッセージを自動的に送信します。
地震警報器	全路線の5か所に設置した地震計が加速度25ガル以上の地震を感知すると、表示ランプが点灯し、警報が鳴ります。
集中映像伝送装置	列車の駅ホームへの進入、停車及び進出の状況をカラーモニターで確認できる装置で、東山線、桜通線及び上飯田線の監視を行い、ワンマン運転を支援しています。
駅LED案内表示用操作器	全駅のホームなどに設置している駅LED案内表示器に運行情報等を一括表示するための操作器で、運行障害発生時にお客様への情報提供を行います。

5 地震・風水害発生時の対応

<p>地震発生時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 緊急地震速報受信時 地震加速度25ガル以上80ガル未満（震度4程度）の緊急地震速報は、全列車及び全駅に対して運転指令員が緊急地震速報を受信したことを連絡します。 地震加速度80ガル（震度5弱程度）以上の緊急地震速報は、全列車及び全駅に対して自動的に音声による警報メッセージを送信し、全列車を停止させます。</p> </li> <li> <p>・ 地震発生時 5か所に設置した地震計により地震を感知した場合は、地震の揺れの強さに応じて運転休止又は速度規制を指示します。 なお、運転休止する場合、駅間で停止している列車については、最寄駅までの運転を指示します。最寄駅までの運転が不能のときは、最寄駅に対して乗客の避難誘導を指示します。</p> </li> <li> <p>・ 運行情報の提供及び連絡 お客様へ交通局ウェブサイト、駅LED案内表示器により運行情報を提供します。また、テレホンセンター、市バス営業所等へも連絡します。</p> </li> </ul>
<p>風水害発生時等の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 気象情報の収集 大雨、洪水等の注意報及び警報情報を気象情報配信業者から受けるとともに、国土交通省が提供する雨量情報により市域内への降雨量に注意します。 また、台風接近の場合は、東山線の地上区間に設置した風速計に注意します。</p> </li> <li> <p>・ 全駅、関係各所への連絡 気象、非常配備及び避難に関する情報を連絡します。なお、局地的豪雨が予測されるときは、トンネル通気口の閉鎖、駅出入口の点検及び止水板の立上げを指示します。</p> </li> <li> <p>・ 浸水時、強風時 レールが浸水したときは、浸水状況に応じて当該区間の、規定以上の風速となったときは、地上区間の運転休止又は速度規制を指示します。</p> </li> <li> <p>・ 運行情報の提供及び連絡 お客様へ交通局ウェブサイト、駅LED案内表示器により運行情報を提供します。また、テレホンセンター、市バス営業所等へも連絡します。</p> </li> </ul>

(参考) 地震・風水害発生時の運転規制

(1) 地震発生時

加 速 度	運 転 規 制
2.5ガル以上4.0ガル未満 (震度4程度)	時速40kmを超えない速度で注意して運転する。
4.0ガル以上8.0ガル未満 (震度4程度)	時速25kmを超えない速度で注意して運転する。
8.0ガル以上 (震度5弱程度以上)	列車の運転を休止する。ただし、駅間で停止した列車は時速15kmを超えない速度で最寄駅まで運転する。

(2) 強風時 (地上区間)

風 速	運 転 規 制
秒速20m以上	時速40kmを超えない速度で注意して運転する。
秒速25m以上	列車の運転を一時休止する。

(3) 浸水時

浸 水 状 況	運 転 規 制
レールの一部が浸水したとき	時速20kmを超えない速度で注意して運転する。
レールの大部分が浸水したとき	時速10kmを超えない速度で最徐行運転する。
レールが冠水したとき	列車の運転を休止する。

6 運転指令室配置図

